

## えひめ事業所用太陽光発電設備等共同購入推進事業業務仕様書

このえひめ事業所用太陽光発電設備共同購入推進事業業務仕様書（以下、「仕様書」という。）は、事業所用の太陽光発電設備の共同購入事業（以下「本事業」という。）の内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「連携事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について確実に履行しなければならない。

### 1 事業名

えひめ事業所用太陽光発電設備共同購入推進事業

### 2 事業の目的

愛媛県では、令和2年2月に策定した愛媛県地球温暖化対策実行計画を令和6年1月に改定し、ゼロカーボン実現に向けた取組みの強化・拡充を図っているところです。

そこで、県内事業所において太陽光発電設備の設置を希望する事業者（以下「設置希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かした価格低減を図ることにより、事業所への再生可能エネルギーの導入を促進し、産業部門や業務部門の二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とします。

### 3 事業の概要

#### (1) 事業の概要

本事業は、設置希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すとともに、施工事業者の適格性等を連携事業者で審査することにより、品質等を担保し、事業所用の太陽光発電設備（10kW以上）の普及拡大を図る事業である。

県は、ホームページ等を活用して、本事業に関する広報等の支援を行うものとする。

#### (2) 事業の流れ

連携事業者は、以下の事項を実施することで、設置希望者と施工事業者を仲介し、事業を円滑に実施する。

- ア 広告宣伝を行うことで設置希望者を募集する。
- イ 設置希望者数等を集約し、事前に設定した選定要件に基づき選定資格を付与した施工事業者に設置予想件数等の情報提供を行う。
- ウ 選定資格を付与した施工事業者を対象として、太陽光発電設備の設置費用に関して公募を実施することで、安全及び確実かつ安価な価格で設置できる施工事業者を決定する。
- エ 施工事業者決定後、設置希望者に対し、施工事業者が提示した設置金額等を示し、太陽光発電設備の購入意思の確認を行う。購入を決めた設置希望者（以下「設置者」という。）は相対契約で施工事業者と契約を結び、太陽光発電設備を設置する。

#### (3) 事業の実施時期（令和6年度を例とした目安）

- ア 設置希望者の募集開始：令和6年9月頃
- イ 設置希望者の募集終了：令和6年12月頃
- ウ 施工事業者の決定：令和6年10月頃

エ 現地調査、見積りの提示等：令和6年11月頃から令和7年3月31日（月）まで

オ 太陽光発電設備の設置開始：令和7年1月頃から

なお、上記スケジュールについては、連携事業者決定後、県と調整することとする。

#### （4）事業の実施地域

県内全域

### 4 業務内容

以下の内容について、随時県と協議の上、決定及び実施するものとする。

#### （1）実施体制の構築及び統括責任者等の選任

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。

イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業<sup>\*</sup>に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者を選任すること。

※再生可能エネルギーに関連する共同調達事業等（以下同じ）

ウ 業務の実施に当たっては、統括責任者の下にプロジェクトリーダーを選任すること。プロジェクトリーダーは、実務を主導する立場として、本事業又は類似の事業に従事した経験があり、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。

#### （2）事業計画の策定等

ア 事業計画の策定に係る市場調査及び市場分析を行うこと。

イ 事業計画を策定すること。

ウ 事業スケジュールを作成すること。

#### （3）広告宣伝

ア 広報計画を策定し効果的な広報宣伝を行うこと。

イ 広報スケジュールの作成を行うこと。

#### （4）設置希望者へ提供するプラン作成

ア プラン作成については、「事業所用太陽光発電設備」を基本とし、オプションとして設定できる機器については、提案可能なものがある場合のみ記載すること。

なお、オプションを設定する場合は、市場価格より安い価格に設定し、オプションのみの提供は行わないこととする。

イ 設置希望者へ提供する事業所用太陽光発電設備等の種類・性能等を示したプランを作成すること。

ウ プランは、設置希望者が選択しやすいよう、シンプルなものとする。

エ プラン作成については、①～③の内容により作成すること。

① 事業所用太陽光発電設備は、太陽光モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが10kW以上のものとする。

② 事業所用太陽光発電設備の設置箇所等については、屋根への設置を基本とし、コストアップにならないシステム構成とする。

③ 事業所用太陽光発電設備については、本県における気象条件や建築物に係る事情等を考慮の上、決定すること。

オ プランについては、協定締結後、県と協議の上、最終決定すること。

## (5) 購入希望者の募集

- ア 設置希望者の募集対象や周知方法について効果的なものを選択した上で、設置希望者募集計画を作成すること。
- イ 設置希望者募集計画については、協定締結後、県と協議の上、最終決定すること。また、設置希望者の募集開始前に、本事業において発生が想定されるリスクやその対処方法について取りまとめた上で、県に提出すること。なお、募集に県の名称等を用いる場合は必ずその都度、県の了解を得ること。

## (6) ホームページの構築及び運用等

- ア 本事業に係る総合サイト（以下「総合サイト」という。）の構築、運用、メンテナンスを行うこと。
- イ 総合サイトを使用した設置希望者及び施工事業者の受付を行うこと。
- ウ 総合サイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。
- エ 総合サイトでは、県の許可を得た場合を除き、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと。
- オ 総合サイトにおいては、どの広報媒体宣伝からアクセスしたかカウントできるように構築することとし、アクセス状況について県に報告すること。

## (7) 施工事業者の公募及び選定等

- ア 事業所用太陽光発電設備を安全かつ確実に設置できる施工事業者を公募により選定するための選定基準を作成の上、選定基準に基づき審査を行うこと。また、選定基準を満たした施工事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。
- イ 入札価格については、施工費、電力会社や国に対する申請費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用を含むものとする。ただし、個別事情による追加費用については、オプションリストに基づき設定できるものとする。
- ウ 施工事業者選定の入札に参加する事業者は、下記の要件を満たすこと。
  - ① 施工事業者の選定に当たっては、県内事業者が多く参入できるよう十分配慮すること。
  - ② 連携事業者は、施工事業者として入札に参加はできないものとする。
  - ③ 財務状況が健全であること（連携事業者は、信用調査会社からレポートを取得すること等により確認すること。）。
  - ④ 施工事業者又はその下請け事業者が建設業許可において、電気工事業の許可を取得しており、入札時において営業停止処分を受けていないこと。
  - ⑤ 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険に加入すること（生産物賠償責任保険等）。
  - ⑥ 施工期間中のあらゆる損害への保険に加入すること（工事保険、請負業者賠償責任保険、労災保険等）。
  - ⑦ 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等）を遵守すること。
- エ 入札結果については、県へ報告を行い公表すること。

オ 連携事業者と施工事業者で本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。

- ① 契約当事者について
- ② 委託内容について
- ③ 手数料等を定める場合は、その扱いについて
- ④ 工事完了期限について
- ⑤ 個人情報保護について
- ⑥ 連携事業者と施工事業者間の契約不履行による解除又は解約の扱いについて
- ⑦ 善良なる管理者の注意義務について
- ⑧ 規定外事項について誠実に協議する旨について
- ⑨ 裁判管轄について
- ⑩ 関係法令の遵守について
- ⑪ 連携事業者と施工事業者間の責任区分の明確化について

カ 施工事業者から、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でない旨の誓約書を受領すること。

キ 選定された施工事業者は、引き渡し時において、設置した機器の取扱い説明(通常時・停電時)、保守点検及び故障の際の対応、廃棄に関する説明を行うこと。

ク 事業に伴う責任は、連携事業者又は施工事業者が負うものとし、県は負わないものとする。

ケ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、施工事業者が誠意を持って対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、連携事業者へ報告すること。

コ 施工事業者が苦情やトラブル等を解決できない場合は、連携事業者が適切に対処し解決するとともに、対応した日時、場所、内容等を記録し、施工事業者へ報告すること。

サ 苦情やトラブル等については、ケ、コで作成した記録を付して、速やかに県へ報告すること。

シ 施工事業者の入札金額を設置希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。

#### (8) 太陽光発電設備の施工及び検査

ア 連携事業者は、事業所用太陽光発電設備を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。

イ 施工事業者は、業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。

ウ 工事を監理する者として、下記の条件を満たす者を選任すること。

- ① 建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。
- ② 事業所用太陽光発電設備の施工業務に従事した経験があること。
- ③ 業務の実施について専門的な知見を有すること。

エ 連携事業者は、施工事業者の工事について、施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とする。

オ 検査者においては、次の要件によること。

- ① 事業所用太陽光発電設備について点検及び検査事業を行っているものであること。
- ② 施工事業者と利害関係にないこと。
- ③ 検査者は、建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を配置すること。

#### (9) 問合せ対応

ア 問合せ及び苦情へ対応するため、問合せ窓口の設置及び運用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情については、全て問合せ窓口で対応すること\*。

ウ 問合せ窓口で問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 県に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。なお、問合せ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録し、県へ報告、引継ぎを行うこと。

カ 問合せ窓口以外の問合せ及び苦情(本社等への問合せ及び苦情)についても対応すること。

キ 問合せ対応業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。

※問合せ窓口は、全ての問合せ及び苦情の一義的な窓口となるが、施工事業者と設置者間の契約に係る問合せや苦情、設置に係る技術的な問合せや苦情等については、対応した日時、場所、内容等を記録し、施工事業者へ報告、引継ぎをすること。

#### (10) 収益

連携事業者の収益は、施工事業者から得る契約件数もしくは設置規模に応じた手数料とする。なお、手数料の金額は施工事業者が回避したと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、設置者より直接利益を得る行為は禁止する。

#### (11) その他

ア 連携事業者は関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。

イ 本事業の実施に伴い発生する著作権（財産権）（著作権法第21条から第28条の権利）は、原則、著作者の許可を得ず、無償で行使することができることとする。

ウ 仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、県と協議のうえ、業務を進めることとする。

### 5 広報についての協議等

(1) 連携事業者は、広報内容について県と協議して定めるものとする。また、広報に愛媛県の名称等を用いる場合は、必ずその都度、県の了解を得ることとする。

(2) 連携事業者は、広報用の資料等を県に提供し、広報に協力するものとする。

(3) 連携事業者は、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあつ

た場合は、原則として事前に県の了解を得るものとする。

## 6 実績報告書の提出等

連携事業者は、以下のものについて、毎年3月31日までに県に提出するものとする。

### (1) 実績報告書

ア 事業の実施状況

イ 広報計画の実績

ウ 市町村別の登録件数、契約件数、契約容量(kW)、契約破棄件数等

### (2) チラシ等の広報にかかる作成物及びその電子データ

## 7 その他

(1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告し、県と連携事業者が協議したうえで決定する。

(2) 連携事業者は、本業務に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、事業実施期間中及び事業終了後を問わず、第三者に漏えいしてはならない。ただし、県に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においてはこの限りではない。

(3) その他この本事業に関して必要な事項が発生した場合は、県と連携事業者が協議したうえで決定する。